四十七　近代通貨制度百五十周年を記念するため発行する五千円の記念貨幣であつて、その素材に金を含むもののうちその製造に要する費用が五千円を超え、かつ、特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもので、一枚を容器に入れたもの	六万九千九十一円
四十八　近代通貨制度百五十周年を記念するため発行する千円の記念貨幣であつて、その素材に銀を含むもののうちその製造に要する費用が千円を超え、かつ、特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもので、一枚を容器に入れたもの	一万六百三十七円

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（皇太子徳仁親王の婚姻を記念するための五万円の貨幣の形式等に関する政令の一部改正）

2　皇太子徳仁親王の婚姻を記念するための五万円の貨幣の形式等に関する政令（平成五年政令第百六十三号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第四十六号」を「第四十八号」に改める。

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年一月二十七日

内閣総理大臣　菅　義偉

財務大臣　麻生　太郎

内閣総理大臣　菅　義偉

政令第十三号

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）附則第百四十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十一年政令第二百九十六号）の一部を次のように改正する。

第五十七条の二第一項中「二五・二九」を「二五・二八」に、「二一・〇二」に、「一八・〇四」を「一八・〇三」に、「一二・八三」を「一二・八二」に改め、「「〇・九九」とあるのは「一・〇〇」と、「〇・九八」とあるのは「〇・九九」と」を削り、「

平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日までの日	一・〇一
平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日までの日	一・〇二

」を「

平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日までの日	一・〇一
平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日までの日	一・〇二

」に、「

平成八年四月一日から平成九年三月三十一日までの日	一・〇〇
平成九年四月一日から平成十年三月三十一日までの日	〇・九九
平成十年四月一日から平成十一年三月三十一日までの日	一・〇〇
平成十一年四月一日から平成十二年三月三十一日までの日	一・〇〇
平成十二年四月一日から平成十三年三月三十一日までの日	〇・九九
平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日までの日	一・〇〇
平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日までの日	一・〇一

」に、「

平成八年四月一日から平成九年三月三十一日までの日	〇・九九
平成九年四月一日から平成十年三月三十一日までの日	〇・九八
平成十年四月一日から平成十一年三月三十一日までの日	〇・九九
平成十一年四月一日から平成十二年三月三十一日までの日	一・〇〇

」を「

五年三月三十一日までの日	一・〇〇

」に、「

九年三月三十一日までの日	〇・九九
十年三月三十一日までの日	〇・九九

」に改める。